ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
二　法第九条第三項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
三　法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）

ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
二　法第九条第三項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
三　法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）